

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成24年3月15日(2012.3.15)

【公開番号】特開2010-173436(P2010-173436A)

【公開日】平成22年8月12日(2010.8.12)

【年通号数】公開・登録公報2010-032

【出願番号】特願2009-17396(P2009-17396)

【国際特許分類】

B 6 0 N 2/42 (2006.01)

B 6 0 R 21/02 (2006.01)

【F I】

B 6 0 N 2/42

B 6 0 R 21/02 C

【手続補正書】

【提出日】平成24年1月26日(2012.1.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項1】

両側に位置するサイド部と、上方に配設されたアッパー部と、下方に配設されたロアーパー部とを備えたシートバックフレームと、

該シートバックフレームの上方に配設されるヘッドレストと、

前記シートバックフレームと連結され、前記ヘッドレストと独立して可動する乗員の身体を保持する部材と、

前記シートバックフレームに配設されると共に、前記乗員の身体を保持する部材と運動して、且つ前記ヘッドレストと独立して可動する衝撃低減部材と、を備え、

前記衝撃低減部材は、前記シートバックフレームで囲われた範囲内に配設されていることを特徴とする乗物用シート。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0041

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0041】

また別の角度からみると、図2で示すように、回動部材30は、パイプ部としての側面部16aの下端と、リクライニング機構11の回動軸11aとの間に配設されている。好みの配置位置としては、ヒップポイントの上方の高さ50mm~270mmの範囲に配設されている。ここで、ヒップポイントとは、「自動車におけるH点の決め方」(JIS-D0024-1985)に準拠するもので、乗物の実測ヒップポイントを決定するためには用いる装置を3次元マネキンと称し、3次元マネキンの胴部と大腿部の回転中心点をいうものである。これは、3次元マネキンの両側にある照準点間の中央に位置する。